

事務連絡

平成28年6月15日

各部等の長 様

総務部長

個人情報を取扱う業務の受託者等に対する監督等について（通知）

先日、町から個人情報を取扱う業務の委託を受けた受託者等が文書を誤送付したことにより、個人情報が漏えいするという事故が発生しました。

受託者等は、個人情報保護条例第13条第1項の規定により、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことになっていますが、措置を講じても、それが確実に行われなければ個人情報を適切に管理することはできません。委託業務で取り扱われる個人情報の保護には、委託した課等による受託者等の監督が不可欠です。

現在、個人情報を取扱う業務を委託している課等においては、同様の事故が発生しないよう、受託者等が個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているか、当該措置を確実にしているかを確認し、委託業務が完了するまで受託者等を監督していただきますようお願いいたします。

また、今後、個人情報を取扱う業務を委託する場合は、受託者等に対し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない責務があること、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない守秘義務が課せられること、委託業務が完了した後は個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならないことを理解させ、それらを契約書に明記し、それらが確実に行われるよう監督していただきますようお願いいたします。

個人情報の漏えい等の事故は、町民等に損害を与えるだけでなく、町政に対する信用を失墜させ、ひいては町政運営に多大な影響を及ぼすこととなります。各部等の長においては、所管の職員に対して個人情報保護の重要性を認識させ、個人情報保護に務めるよう指導していただきますようお願いいたします。

事務担当は、行政総務担当 内線218